

## 島根県医師国民健康保険組合からのお知らせ

### 1. 医師国保組合に対する補助金制度(インセンティブ)へのご協力をお願いします！

国は、国民健康保険組合に対し、以下の項目についてそれぞれ実績毎のポイントにより補助金が増加される制度を行っています。各項目の実績向上が組合への補助金アップにつながり、加入者の皆様に還元されることになります。組合員の先生方のご理解とご協力をお願いいたします。

#### ① 特定健診の受診率向上について

- ・ 先生同士での健診をお奨めします！…自己健診は認められませんが、院内で別の医師の署名による自家健診は差し支えありません。
- ・ 「人間ドック」や「職場健診」、「各郡市医師会等で実施される健康診断」のデータも特定健診データとして利用できます。

#### ② 特定保健指導の実施率向上について

本組合では、特定健診受診者で特定保健指導（動機付け支援・積極的支援）の対象となった皆さんには、「特定保健指導利用券」をお送りし、保健指導の実施をお願いしております。

組合員の先生による自院での家族・従業員への保健指導の実施は可能です。最終の実績評価後は直接本組合に費用請求を行っていただけますので手続きは簡単です。

#### ③ がん検診受診率の向上について

本組合では、「がん検診事業」として加入者の皆さまに向けた健康管理、疾病の早期発見などにお役立ていただくよう検診費用の助成（対象：①胃がん、②肺がん、③大腸がん、④乳がん、⑤子宮頸がん）を行っております。

#### ④ 後発医薬品普及促進について

島根県国保連合会の後発医薬品普及促進事業を利用し、本年5月から8月までの診療分における調剤レセプトから、先発医薬品との差額の大きい上位者の抽出を行い、対象者宛て差額通知書をお送りして、可能とされる後発医薬品への切り替えをお願いしております。

差額通知のない加入者におかれましても、後発医薬品の利用についてご一考下さいますようお願いいたします。

#### ⑤ 重複・多剤投与服薬情報通知について

島根県国保連合会の重複・多剤投与者に対する服薬情報通知事業を利用し、本年5月診療分における調剤レセプトから、複数医療機関から処方を受け処方日数14日以上で計6種類以上服用していることを条件に抽出を行い、本年7月末頃に対象者宛て(25名)重複・多剤投与服薬情報通知書をお送りして、それぞれご確認いただくようお願いしております。

### 2. 新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給について

～まずは医師国保組合事務局にご照会ください～

本組合では、給与等の支払いを受けている被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染又は発熱等での症状で感染が疑われた場合に、療養のため労務に服することが出来なかった期間について傷病手当金を支給致します。（組合規約第16条の2）

適用となる期間は、令和2年1月1日から令和4年9月30日までの間です。

本傷病手当金の支給を受けるためには申請が必要となります。申請方法並びに申請様式の請求や記入方法など、ご不明な点は医師国保組合事務局までお知らせください。申請様式は組合HPにも掲載しております。

～ 保険加入、保険給付、各種健診費用助成等どんなことでもお気軽にお問い合わせください ～

島根県医師国民健康保険組合    Tel : 0852-26-3100    URL : <https://shimane-ikokuho.or.jp>